

流山市農業委員会
令和7年第12回
総会議事録

令和7年12月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和7年第12回総会議事録

1 期　　日　　令和7年12月10日(水)

2 場　　所　　流山市役所第301会議室

3 議　長　名　　水代 啓司

4 署名委員　　8番 小菅 康男

　　　　　　9番 石井 保

5 出席農業委員(委員10名)

　　1番 鈴田 徹

　　2番 矢口 優子

　　3番 池田 操代

　　4番 金子 文雄

　　5番 鈴木 亨

　　6番 金子 孝博

　　7番 中嶋 清

　　8番 小菅 康男

　　9番 石井 保

　　10番 岡田 長政

　　11番 山崎 日出男

　　12番 水代 啓司

6 欠席農業委員(委員0名)

7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)

　　1地区 藍川 治助

　　2地区 森田 元彦

　　2地区 海老原 節雄

8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)

9 書記名 事務局主事

　　窪田 優成

10 事務局 事務局長

　　深津 博樹

　　事務局次長

　　染谷 晃

　　事務局次長補佐

　　水落 朋子

　　事務局会計年度任用職員 齊藤 恒夫

11 会議目次

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	2
議案第52号 農用地利用集積等促進計画の決定について	5
議案第53号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	8
報告第32号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	10
報告第33号 廃土処理(公共事業施行)事業の届出について	10
報告第34号 転用許可に伴う工事完了の報告について	12
報告第35号 専決処理の報告について	13

▲開会 午後3時2分

○水代会長 開会に先立ちまして、一言お願ひ申し上げます。

出席委員、また、傍聴人におかれましては、会議進行への妨げとならないよう携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

また、設定に不安のある場合は、事務局で預かりますので遠慮なく申し出てください。

よろしくお願ひいたします

○水代会長 ただ今から、令和7年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

なお、流山市議会の市民経済委員会から、小田桐議員、小沢議員、清水議員、桑畠議員、近藤議員、森田議員、中村議員より総会を傍聴したい旨の申出があり、議長においてこれを許可したので御了承願います。

また、傍聴者にお願い申し上げます。

本日配布している資料については、個人情報が含まれているため、退出時に事務局で回収しますので持ち帰らないようお願ひいたします。

なお、傍聴券の裏面に傍聴人の心得等が記載してあり、これらに該当する場合は退席を願う場合がありますのでよろしくお願ひします。

これは、流山市農業委員会会議規則に定められていますので、御了承願います。

ただ今のところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

8番 小菅委員、9番 石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

なお、今回の総会におきましては、第1小委員会が担当となっています。

第1小委員会の山崎委員長、他の委員の皆様、お疲れ様でした。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

○染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの3議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第32号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第35号「専決処理の報告について」を報告させていただきま

す。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について何か質問ございますか。
(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第51号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

令和7年12月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、和歌山県和歌山市に所在する社会福祉法人です。

申請地は、西深井の畠2筆、合計転用面積1,590.17平方メートルです。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は保育所を建設するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページから5ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

権利者は、和歌山県和歌山市に本店を置く社会福祉法人で、平成13年に設立されています。

主な事業内容は、保育所を全国で17か所運営し、売り上げは約21億円です。

権利の種類は、賃借権の設定で、転用目的は保育所を建設するものです。

申請理由については、流山市北部の運河駅周辺では、大規模マンションや、戸建て住宅の開発が進行しており、子育て世帯の流入が予想されることから、北部地区に不足する保育所の整備が必要となつたため、申請があつたものです。

資金計画については、賃料が月額45万5千円、建設費が3億892万5千円です。

自己資金と国の交付金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書と交付金の内示通知が添付されていることを確認いたしました。

申請地について説明いたしますので、議案案内図の1ページをお開きください。

申請地は、流山市西深井の農地で、東武野田線運河駅の南西約500メートルに位置しています。

続いて、案内図の2ページをお開きください。

申請地と道路を挟んだ北側と東側は市街化区域に隣接しており、小規模な畠と住宅が混在している地域です。

農地区分については、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

続いて、案内図の3ページをお開きください。

現況写真を掲載しております。

現地の状況は休耕状態です。

次に、議案案内図の4ページをお開きください。

建築面積577.62平方メートル、木造1階建てとする計画です。

また、敷地内には、園庭と10台分の駐車場を整備します。

次に、議案案内図の5ページをお開きください。

土砂等の流出対策については、周囲にコンクリートブロックを設置します。

また、排水対策については、雨水は地下貯留槽にて抑制後U字溝へ排水し、汚水は浄化槽を設置し、処理後U字溝へ排水する計画です。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第9番(石井委員) この保育所の定員は何人ですか。

○山崎委員長 事業計画書では、60人定員となっています。

この定員数については、市の保育課と協議してこの規模となっているとヒアリングで確認しました。

○水代会長 よろしいですか。

◆第9番(石井委員) はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆10番(岡田委員) 事業者は和歌山県の法人ですが、流山市内の実績はありますか。

○山崎委員長 昨年度から、東深井中学校の近くで、定員60人の保育所を運営しています。

ヒアリングでは、年間60組ほどの見学があり、北部地域の保育所の需要は高いとのことです。

○水代会長 よろしいですか。

◆第10番(岡田委員) はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆10番(岡田委員) ここは埋蔵文化財の区域だと思いますが、文化財調査の結果はどうでしたか。

○山崎委員長 調査では、竪穴式住居の跡が発見されたと聞いています。

この農地転用の許可と併せて申請している開発の許可を取った後に、詳細な調査を行うようです。

担当課である博物館とも協議済みとなっています。

◆第10番(岡田委員) わかりました。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆第6番(金子孝博委員) この保育所はいつオープンの予定ですか。

○山崎委員長 ヒアリングでは(令和8年)7月の開所を目指していると聞いています。

○水代会長 よろしいですか。

◆第6番(金子孝博委員) はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆1番(鈴田委員) 資金計画についてですが、整備費約3億円の内訳は、自己資金と国の交付金ということですが、国の交付金というのはどのようなものですか。

また、交付金額はどれくらいですか。

○山崎委員長 細かな数字になりますので、事務局で答えられますか。

○事務局(染谷次長) 交付金の名称については「令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金」というもので、保育所整備に係る交付金です。

内示額は1億4,397万6千円と確認しています。

○水代会長 よろしいですか。

◆第1番(鈴田委員) はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆第5番(鈴木委員) 駐車場は10台となっていますが、園児の送り迎えの時の出入りや路上駐車する場合が出てくると思いますが、それに対する対策について事業者で考えていることはありますか。

○山崎委員長 保護者には入園時に、路上駐車禁止の注意喚起を行い、もし、発生してしまったら個別で注意していくとのことです。

また、状況を見て誘導員の配置も検討しているとヒアリングで確認しています。

◆第5番(鈴木委員) 事業者はバスの送迎を考えているのですか。

○山崎委員長 バスの送迎は考えていないということでした。

○水代会長 保育所は厚生労働省の管轄となっており、働く人が個々に子供を預ける形態であることから送迎バスはないと思います。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第51号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第52号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第52号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和7年12月10日提出

今月の申請は、新規が5件、そのうち実質更新が5件です。

始めに、議案の1番と2番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田5筆、合計面積3,181平方メートルです。

利用権の設定期間は、譲受人を変更して5年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページから7ページにございますので、併せて御参考ください。

次に、議案3番の権利者は松戸市下矢切にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の畠4筆、合計面積1,782平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、8ページから9ページにございますので、併せて御参考ください。

次に、議案の4番と5番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市野々下三丁目にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、前ヶ崎の現況畠2筆、合計面積2,030平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により10年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページから11ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求める。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第52号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

1番と2番の権利者が同一のため、一括して説明いたします。

本件については、相手を変更して5年間の利用権を設定するものです。

申請地につきましては、案内図の7ページのとおりで、刈取済みです。

権利者の職業は農業で年齢は77歳です。

農業従事者は1名で、農業従事日数は340日です。

経営面積は、約1ヘクタールです。

次に、3番については実質更新により5年間の利用権を設定するものです。

申請地につきましては、案内図の9ページのとおりで、作付け済みでした。

権利者の職業は農業で、年齢は75歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は330日です。

市内での経営面積は申請地の1,782平方メートルです。

市外での経営面積は約8,700平方メートルです。

次に、4番と5番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

本件については、実質更新により10年間の利用権を設定するものです。

申請地につきましては、案内図の11ページのとおりで、耕起済み、作付け済みでした。

権利者の職業は農業で年齢は44歳です。

農業従事者は1名で、農業従事日数は300日です。

経営面積は約7,800平方メートルです。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第4番(金子文雄委員) 1番と2番についてですが、農業従事者は1名ですが、他の耕作地はどのように耕作していますか。

○山崎委員長 この方は、申請地の西側隣接地を耕作しています。

隣接の耕作地の写真は、投影しているとおり刈取済みですので、耕作は問題ないと思い

ます。

○水代会長 よろしいですか。

◆第4番(金子文雄委員) はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆森田推進委員 1番と2番についてですが、借りる人が77歳の女性、農業従事者は1名で、今回3反を5年間借りるということで、少し不安な点があるのですが、家族が手伝っているなどの状況はあるのですか。

○山崎委員長 息子が兼業農家として手伝っている状況です。

◆森田推進委員 ありがとうございます。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆第8番(小菅委員) 4番と5番についてですが、権利者は、若く、一人で農業を行っているようですが、経歴がわかつたら教えてください。

○山崎委員長 詳しい経歴については、事務局からお願いします。

◎事務局(染谷次長) この方の経歴は、大学院卒業後、民間企業に就職していましたが、新規就農を行うために退職し、千葉県立農業大学校で研修を受けたそうです。

その後、市内の農家で約6年間就農し、令和3年に独立して、新規就農しております。

申請地では、主にキャベツ、白菜、トマトなどの露地野菜を耕作しています。

○水代会長 よろしいですか。

◆第8番(小菅委員) はい。

○水代会長 私から補足しますと、新規就農した有望な農業従事者で、農業士の藍川推進委員のところで就農していました。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆森田推進委員 3番についてですが、権利者は松戸の人ですが、農機具等はどうやって運んできますか。

また、ここの農地には年間何日くらい来て作業していますか。

さらに、横芝光町で田を借りており、行き来が大変だと思いますが、そこでの農機具はどうしているのですか。

○山崎委員長 農機具等は、所有するトラックに載せて運んでいることです。

また、この農地では、年間50日から60日、長ネギの耕作に従事していることです。

横芝光町についてですが、事務局が権利者に確認したところ、きちんと耕作しているとのことでしたが、農機具をどうしているかについて、事務局でわかりますか。

◎事務局(染谷次長) 横芝光町では水稻を行っており、農機具は所有するトラックで運んでいるとのことです。

また、行けない場合は、耕作地近くの知り合いの農機具店に頼んでいるということでした。

○水代会長 よろしいですか。

◆森田推進委員 はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号については承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第53号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和7年12月10日提出

今月の申請は1件です。

申請者は、流山市おおたかの森南二丁目にお住まいの方です。

申請地は、野々下一丁目の登記地目 田1筆、面積343平方メートルで変更後の地目につきましては、山林です。

本件は、登記簿上の地目と現況の地目を合わせるため願出があつたものです。

議案案内図は、12ページから14ページにございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求める。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第53号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」

御報告いたします。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地については、案内図の12ページで御説明いたします。

申請地は、東武野田線豊四季駅の南西約1キロメートルに位置している土地です。

全体図については、案内図の13ページのように山林の状態です。

また、平成28年の農業委員会による利用状況調査にて農地への復元が困難として非農地判断している土地です。

案内図の14ページをお開きください。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり竹林の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことともとに審議したところ、本件土地については、農地への復元が困難であると判断できるため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(金子孝博委員) 航空写真を見ると、周辺も同じように見えるのですが、周辺の地目はどうなっていますか。

○山崎委員長 申請地の北側と西側の地目は田で、周辺も同じように竹林の状態です。

○水代会長 よろしいですか。

◆第6番(金子孝博委員) はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆第3番(池田委員) いつから、このような状態になっているのですか。

○山崎委員長 申請者から提出のあった平成16年の航空写真では、このような状態であることから、少なくとも20年以上前からと思われます。

○水代会長 よろしいですか。

◆第3番(池田委員) ありがとうございました。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

◆森田推進委員 平成28年の利用状況調査で非農地判断が出たということは、現況に合わせて農地でなく山林にしてくださいということだと思いますが、10年くらい放置され、次第に荒れてしまっているわけですが、それは手続きによるものですか。

また、どのような理由で今回申請されたのでしょうか。

○事務局(染谷次長) 利用状況調査で山林の判定になったわけですが、土地所有者がすぐに登記地目変更する判断をしなかったものと考えています。

このあと、何かしらの土地利用計画に向けて地目変更を行おうとして、今回の申請が提出されたものと思います。

10年間何も手を付けなかったということは、特に地目を変更する予定がなかったということだと思います。

◆森田推進委員 あくまでも土地所有者の申請を待っていたという状況ですか。

○事務局(染谷次長) 農地の所有者の財産ですので、勝手に地目変更することはできません。所有者の判断で申請してもらうことになります。

○水代会長 よろしいですか。

◆森田推進委員 はい。

○水代会長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。
よって議案第53号については、証明することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第32号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」
報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページを御覧ください。
報告第32号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告
する。

令和7年12月10日報告

今月の報告は2件です。

本件は、令和7年10月総会で「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」
で承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、15ページから16ページにございますので、併せて御参照く
ださい。

今後、買取り申出から3か月が経過する日までに、買取りの申し出がなかった場合には、
生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についての御報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたら、質問、意見がございましたら承ります。

◆第11番(山崎委員) 毎回、買取り希望価格が高いですが、それは意図して高くしているの
ですか。

◎事務局(染谷次長) 買取り希望価格は、一般的には高いと思われますが、あくまでも買取
り希望ということで、所有者の希望額となっています。

○水代会長 ほかに質問ございますか。

特ないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第33号「廃土処理(公共事業施行)事業の届出について」報告を求
めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。
報告第33号

廃土処理(公共事業施行)事業の届出について
流山市長から都市計画道路3・4・9号線の道路改良工事に係る廃土処理について

次のとおり届出があったので報告する。

令和7年12月10日報告

本件は、土砂等の利用による農地造成(埋立て事業)の案件ですが、千葉県農地転用関係事務指針に、

「公共事業施行に伴う廃土処理として、施行者自らが土地の貸借の契約を結んで廃土処理を行うもので、かつ事業実施1か月前までに農業委員会に届け出があったものは、「軽微な農地改良」として、許可を要しないものとして取り扱うものとする。」となっていることから、届出があったものです。

報告の件数は3件で、対象地は芝崎の登記地目 田3筆、合計面積1,145.30平方メートルです。

議案案内図は、17ページから18ページにございますので、併せて御参照ください。

届出書の受付日は、いずれも令和7年10月27日、

事業期間は、令和7年11月27日から12月26日までとなっております。

報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたら、質問、意見がございましたら承ります。

◆7番(中嶋委員) この埋め立て事業の内容について、もう少し詳しく教えてもらえますか。

○事務局（染谷次長） 事業の内容は、宮園から富士見橋の方へ抜けていく都市計画道路の改良工事で発生する土を上にかぶせる単純埋め立て方式で田んぼから畠に転換するものです。

1番の埋立ての高さは、0.6メートルで、将来道路面からマイナス0.1メートルで農地造成を行います。

2番は、0.3メートル～0.6メートル埋め立て、将来道路面からプラス0.1メートル。

3番は、0.4メートル～0.9メートル埋め立て、将来道路面からプラス0.1メートルとする計画です。

いずれも、法面は安定勾配で仕上げ、農地として復元するものです。

将来道路面の高さについては、道路建設課に確認したところ、現道から3～7センチメートル上がると聞いています。

また、発生土については、地質分析結果証明書が添付されており、基準値以下であることを確認しております。

○水代会長 よろしいですか。

◆第7番(中嶋委員) はい。

○水代会長 ほかに質問ございますか。

◆海老原推進委員 どうしてこの3か所が選ばれたか、事務局で聞いていますか。

○事務局（染谷次長） 道路建設課に確認したところ、工事期間中にこの3筆の地権者から農地の水はけが悪く、農地改良したい旨の申し出があったとのことです。

○水代会長 よろしいですか。

◆海老原推進委員 ありがとうございました。

○水代会長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 ほかにないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第34号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

○染谷次長 議案書の9ページを御覧ください。

報告第34号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和7年12月10日報告

今月の工事完了報告は2件です。

1番は、令和7年5月の総会で審議がなされ、令和7年5月16日付で、許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の19ページと20ページにございますので、併せて御参照ください。

11月7日に第3小委員会の委員の皆様に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにも掲載しておりますので、併せて御参照ください。

2番は、令和7年8月の総会で審議がなされ、令和7年8月15日付で許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の21ページと22ページにございますので、併せて御参照ください。

11月7日に第3小委員会の委員の皆様に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにも掲載しておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

◆第2番(矢口委員) 2番の名都借の現場は、以前、違反転用があったところですか。

○事務局(染谷次長) その通りです。

この場所は、4月にこの業者がアスファルト舗装の車両置場として使っていたところを事務局で発見し、事業者と土地所有者に是正するよう勧告した案件です。

事業者が指導に従い建築物を撤去し、アスファルト舗装を剥がし、地面を農地の状態に復元したことが確認できたことから、農地法の許可申請を行い、許可となった案件が完了したということです。

○水代会長 よろしいですか。

◆第2番(矢口委員) ありがとうございました。

○水代会長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 ほかにないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第35号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第35号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月10日報告

始めに1. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の報告は、17件 25筆 合計面積6,145.20平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2. の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、10件 25筆 合計面積7,148.04平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりますので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が12件、道水道用地が3件、その他の建物施設用地が2件の合計17件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が10件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

◆第11番(山崎委員) 生産緑地の届出はありましたか。

◎事務局(染谷次長) ありませんでした。

○水代会長 よろしいですか。

◆第11番(山崎委員) はい。

○水代会長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

た。

これをもって、令和7年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時57分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和7年12月10日

流山市農業委員会長

水戸啓司

流山市農業委員会委員

小菅 康男

流山市農業委員会委員

石井 保